

ヒルフェ通信(12月号) ❖そっと寄り添いやさしくサポート❖

「公益社団法人成年後見支援センターヒルフェ」は東京都行政書士会が社会貢献の一環として設立した法人です。

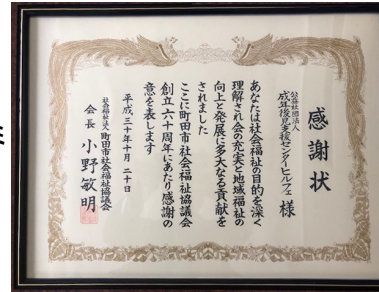


◆町田市社会福祉協議会からヒルフェが表彰されました

10月20日、町田市民フォーラム3階ホールにて、町田市社会福祉協議会創設60周年記念表彰式が開催され、当法人の常任豊理事長が町田市社協から感謝状が贈呈されました。

町田市においては、一昨年ヒルフェ主催社協後援の形で、又昨年は社協主催ヒルフェ後援の形で、成年後見について市民向けの劇やセミナー等を開催したことも評価された模様です。

また、日頃から町田市社協が中心となって進めている、町田市市民後見人育成委員会の中の「受任調整小委員会委員」に町田地区大島リーダーが、「福祉サポートまちだ事業充実検討委員会」に町田地区寺田サブリーダーが後見業務の専門家として選任され、活動していることも大きな要因となっていると思われます。



町田地区では、メンバー全員の顔写真付きのオリジナルリーフレットを作成し、市内の高齢者支援センターや障がい者支援センター、関係施設や病院等をメンバー全員で手分けして配布し後見業務の受任に向け活動しております。近年徐々にその成果も現れており、その結果として今回の表彰に至ったのであろうと思います。今後も継続して後見業務普及と受任に向けた活動を続けて参ります。(町田地区 釘田一富副理事長)

◆江戸川地区、社協主催セミナーに初めてヒルフェ会員の講師

10月18日、江戸川地区で江戸川区社協主催の成年後見セミナーに初めてヒルフェの石井会員・高山会員が講師に招かれたというので、参加してきました。

当日の会場にはJ:COMの取材カメラも入り、40名以上の予約参加者でほぼ会場が埋まりました。

1 社協事務局長の挨拶があり、司会者から「日頃、行政書士の先生方にお世話になっており」等、特別な配慮を示す紹介もありました。

2 最初に石井会員による「終活ノート／私の思いを伝えるノート」と題した話。石井会員の軽妙な話しぶりの中、「終活」って何？…安心して生活するための準備、とポイントを押さえた説明。そして、民法858条(意思の尊重及び身上配慮)のハート風船を手にしたパンダ、次は「あんたのパンダ(番だ)」からと、会場の笑いを誘いながら、成年後見制度について要領よい説明がありました。

3 次に高山会員による冊子「みちるべ」の実際の使い方の話し。「エンピツで書きます。書き直しできるから」の優しい話しぶりで会場の皆さんも納得。配布済みの記載例の冊子を見ながら、「みちるべ」はエンディングノートではなく、いざという時に家族にも役立つ内容であること等が説明されました。

4 セミナー終了後は会場内で個別相談。私も女性の相談者に対応し、周りを見ると石井会員や青木地区リーダーが、立ち話ながら熱心に相談対応を続けている様子がありました。

5 驚いたのは終了後、会場建物1階の社協事務所に案内され、メンバー一同にコーヒーが振るまわれた次第。青木地区リーダーから聞けば、「かつては、名刺交換で名刺ももらえない状況だった」とのこと。それを日頃の挨拶等から地道に活動を重ね、ようやく講師に招かれる今日に至ったのご苦労を伺いました。帰りには、皆さんがイスから立ち上がり見送る光景になったこと。万感の思いでお伝えしたいと思います。(ブロック統括 高橋進)

◆「アメリカのスペシャル・ニーズ・トラストと成年後見法」参加報告

10月28日、司法書士会館 日司連ホールにおいて、世界の成年後見法制分野で著名なDavid English ミズリー大学教授(アメリカ合衆国統一後見保護手続改正起草委員会委員長)の講演会が開催され(日本成年後見法学会主催)、アメリカで導入されているスペシャル・ニーズ・トラスト(福祉信託)の内容や成年後見法の改正動向等の説明がありました。

個人向け福祉信託の特徴の一例として、信託財産の使用目的まで受託者の裁量権が定められている事が紹介されました。この点主催者側から、日本の個人向け福祉信託の例として信託銀行の「特別障害者支援信託」はあるものの、あらかじめ決められた口座に現金を振り込む機能が中心で福祉的考慮が不足している事から、信託会社の活用などは今後検討すべき課題であるとのコメントもありました。

また、親族による権限乱用について、教育の充実や、裁判所の即時関与などの対応がとられる事などが紹介されました。

その他、統一後見保護手続においては、(障害等に注目するのではなく)個人を中心に考える事、責任の担保を明確にすること、計画書の提出を義務付ける事、費用・手数料の内容や請求方法を明示すること等々が盛り込まれている旨紹介されました。(三木 隆)